

令和6年度から適用する建設工事における 総合評価方式の評価基準について(改定予告・追加)

令和5年9月14日
山口県

令和6年度から適用する建設工事における総合評価方式の評価基準について、7月にお知らせしたところですが、以下のとおり改定予告の追加及び適用予定の訂正がありますので、改めてお知らせします。 ※追加・訂正：朱書き部分

1 新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例の廃止 **令和6年4月1日以降**

配置技術者の技術的能力

継続学習（CPD）制度の取組状況に係る評価基準等

◆任意の日の設定対象期間

(現行) 令和5年4月1日から公告の日まで → (令和6年度から) 令和6年4月1日から公告の日まで
(当該年度1年前の4月1日) (当該年度の4月1日)

◆取得単位数

(現行) 「各団体推奨単位の1/2以上」 → (令和6年度から) 各団体推奨単位数以上

企業の地域精通度・地域貢献度

地域活動実績に係る評価基準等

◆評価対象期間

(現行) 「過去2年間」 → (令和6年度から) 「過去1年間」

2 工事成績評定点の評価の見直し **令和6年7月1日以降**

企業の技術的能力

〔土木関係工事〕

◆「工事成績評定点」の評価対象 ※<参考1>参照

(現行) 「全業種の工事成績評定点の平均点」 → (令和6年度から) 「業種ごとの工事成績評定点の平均点」

〔土木関係工事・建築関係工事共通〕

◆「工事成績評定点」の評価基準 ※<参考2>参照

(現行) **毎年変動** (令和6年度から) **固定**
工事成績評定点の上位者から → 80点を満点とする3点刻み
1/4ごとに配点
【**全県又は事務所基準**】

ただし、特例として、造園工事及び解体工事は76点を満点とする1点刻み（段階的に引上げすることを前提）

3 優良工事表彰の評価の見直し 令和6年4月1日以降

企業の技術的能力 [簡易型・標準型の適用工事]
「山口県優良工事表彰の有無」に係る評価の見直し
◆評価対象 ※<参考3>参照
(現行) (令和6年度から)
「全業種」 → 「業種ごと」

<参考1> 工事成績評定点 (平均点) の算出方法 (例)

A社: 過去2年間における工事成績評定点一覧

工事名	業種	工事成績評定点
〇〇道路改良工事	土木一式工事	84
〇〇急傾斜地崩壊対策工事	とび・土工・コンクリート工事	79
〇〇河川改修工事	土木一式工事	81
〇〇舗装補修工事	舗装工事	78
(全業種の平均)		80.5

➤ 過去2年間に工事成績評定点がない場合は、過去6年間を対象として平均点を算出

■工事成績評定点 (平均点)

【現行】発注業種 (全て) 80.5点 (全業種の平均)



※発注業種における企業の技術力を適切に評価できる運用へ

【令和6年7月1日以降】

発注業種 (土木一式工事) 82.5点 ※土木一式工事の平均
発注業種 (とび・土工・コンクリート工事) 79.0点 ※とび・土工・コンクリート工事の平均
発注業種 (舗装工事) 78.0点 ※舗装工事の平均
発注業種 (上記3業種以外) 評価無し

82.5点 (土木一式工事に適用) ※84点と81点の平均点
79.0点 (とび・土工・コンクリート工事に適用)
78.0点 (舗装工事に適用)
評点なし (上記3業種以外の業種に適用)

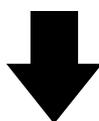
<参考2> 工事成績評定の評価基準

【現行】 毎年変動

評価の細目	評価基準	評価点		
		特別簡易型	簡易型	標準型
過去2年間（建築関係工事※は過去4年間）の山口県発注工事における工事成績評定点の平均点 ただし、前記期間に成績点がない場合は、過去6年間の平均点（注）	〇〇点以上	2	4	4
	△△点以上〇〇点未満	1.5	3	3
	◇◇点以上△△点未満	1	2	2
	6.5点以上◇◇点未満、又は実績なし	0.5	1	1
	6.5点未満	0	0	0

（注） 表の〇〇、△△、◇◇の部分は、県の工事成績評定点データを基に、配点を受ける企業の工事成績評定点の平均点の上位者から1/4ごとに、それぞれの境界となる点を算出し、整数単位で定める。

※ 建築関係工事とは、原則として、山口県土木建築部、農林水産部及び山口県企業局が公共建築工事積算基準類に基づき設計積算を行い発注した工事のうち、公共建築工事標準仕様書等に基づく工事監理、及び公共建築工事の審査項目別運用表を適用して成績評定を行った工事をいう。



【令和6年7月1日以降】 固定

評価の細目	評価基準	評価点		
		特別簡易型	簡易型	標準型
過去2年間（建築関係工事※は過去4年間）の山口県発注工事における工事成績評定点の平均点 ただし、前記期間に成績点がない場合は、過去6年間の平均点	8.0点以上【7.6点以上】	2	4	4
	7.7点以上8.0点未満【7.5点以上7.6点未満】	1.5	3	3
	7.4点以上7.7点未満【7.4点以上7.5点未満】	1	2	2
（注）造園工事、解体工事の評価基準は、【 】内の基準点とする。	6.5点以上7.4点未満、又は実績なし	0.5	1	1
	6.5点未満	0	0	0

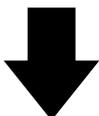
※ 建築関係工事とは、原則として、山口県土木建築部、農林水産部及び山口県企業局が公共建築工事積算基準類に基づき設計積算を行い発注した工事のうち、公共建築工事標準仕様書等に基づく工事監理、及び公共建築工事の審査項目別運用表を適用して成績評定を行った工事をいう。

<参考3> 優良工事表彰における評価（例）

発注業種：とび・土工・コンクリート工事
B社：土木一式工事の優良工事表彰あり

【現行】

●優良工事表彰あり：1点 ←業種を問わず評価



※発注業種における企業の技術力を適切に評価できる運用へ

【令和6年4月1日以降】

●優良工事表彰なし：0点 ←発注業種と表彰業種が異なるため評価しない